

令和8年度平川市「奥入瀬サミット」派遣事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1 市は、男女共同参画社会の推進及び女性リーダー育成のため、市内に居住する女性経営者、女性管理職、ステップアップしたい女性、男女共同参画に興味のある方（以下「派遣対象者」という。）が参加する奥入瀬サミットでの研修事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において、派遣対象者に対し、平川市奥入瀬サミット派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。
食糧費（2日目の朝食・昼食）、入湯税、手数料、情報交換会に係る費用、その他補助対象経費以外の費用は補助対象外とする。

- ・ 旅費（ただし、公共交通機関利用分とする。）
- ・ 宿泊費（1泊分9,800円までとする。）
- ・ セミナー参加費（予算の範囲内とする。）
- ・ 交流会参加費（予算の範囲内とする。）
- ・ その他研修に係る経費で市長が必要と認めたもの

(補助金額)

第3 補助金の額は、補助対象経費について予算の範囲内で支給する。

(補助金交付申請書)

第4 派遣対象者は、規則第3条の規定により交付申請する。

2 前項による書類の提出期限は、9月5日（土）とする。

(補助金の交付の方法)

第5 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、事業施行上特に必要と認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

(補助金の交付請求)

第6 補助金の支払は、規則第6条の規定により補助金（概算払）請求書（様式第6号）の提出により行うものとする。

(実績報告)

第7 派遣対象者は、規則第12条の規定による書類及び800文字程度の感想文を事業終了後、一か月以内に提出するものとする。